

東広島市農業委員会令和5年7月（第7回）総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月31日(月) 午後2時00分から午後3時08分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 22人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	4	脇坂 俊之
5	台川 洋子	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	13	財満 俊子
14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣	16	大月 みどり
17	土井 浩文	18	在間 輝昭	19	古本 啓之
20	橘川 一則	22	高木 昭夫	23	高橋 久雄
24	住井 正美				

- 4 欠席委員 2人

番号	氏名	番号	氏名
3	岡土居 正弘	21	小倉 亜紗美

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 5番 台川 洋子 委員 6番 中務 秀子 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第36号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見決定について(別紙1)

- 議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第 38 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 28 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 29 号 農地改良届出の受理について
報告第 30 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐	定 井 芳 紀
農地係係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	伊 藤 誠
豊栄支所地域振興課主任主事	岡 本 美由紀
河内支所産業建設課主査	木 村 ゆかり
安芸津支所産業建設課主査	瀧 敬 史 郎

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課課長補佐	湯 浅 至 恭
産業部農林水産課担い手支援係主査	栞 原 大 輔

議 長	<p>これより7月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>在任委員数24人中、22人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、5番台川委員、6番中務委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は令和5年7月31日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和5年7月31日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>初めに、議案第36号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
栗原主査	<p>それでは、議案第36号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>これより着席によりご説明させていただきます。</p> <p>お配りさせていただいております議案第36号の別紙1をご覧ください。</p> <p>本案は、本年5月に受け付けました農業振興地域の農用地区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点につきまして概要をご説明いたします。</p> <p>資料の2ページをご覧ください。</p> <p>農用地区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案におきましては、分譲住宅や太陽光発電などを目的とした15件の申出に基づき、11,859.01㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、従前の手続に従い、庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外可否の判断を行ってきたところではございます。</p> <p>なお、各申出地における土地改良事業の有無は4ページに記載しております。</p> <p>その結果、一覧表にあります15件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項等の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>なお、今回の変更におきましては、農用地区域への編入、用途区分変更の申出はございませんでした。</p> <p>また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては、7ページに記載しておりますので、適宜ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご質問がないようですので、質疑を終わります。</p> <p>これより採決に入りますが、採決の前に委員の皆様にご覧いただけます。</p> <p>表決態度のお願いでございますが、私が採決を確定しますと合図いたしますので、手を挙げておいてください。確認のためです。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第36号について異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めま</p>

議 長	す。
	< 全員挙手 >
議 長	採決を確定します。 全員賛成ですので、議案第36号は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 農林水産課の湯浅さん、栗原さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
	< 湯浅課長補佐、栗原主査、退室 >
議 長	議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和田主査	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。</p> <p>今月は45件の申請がございました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳については、13ページに記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、申請番号85-1でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳で、無職の方でございます。自宅近隣で便利な当地においてブドウを栽培したいと考え、本申請に至ったものです。近隣の農家の方に栽培方法を教わりながら栽培技術を習得される予定でございます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、86-2でございます。</p> <p>親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、87-3でございます。</p> <p>親族間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、88-4でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方です。自宅に隣接する申請地で自家消費の野菜やイチゴなどを自作したいと考え、この度の申請に至ったものです。申請地は、1年ほど前から管理を任されており、譲渡人に栽培方法を教わりながら耕作を継続されています。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、89-5でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利により、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、90-6でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、91-7でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、92-8でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員です。空き家と併せて農地の譲渡の話があり、兼業となりますが農業の基礎を一から学び、営農の知識と技術を習得したいと思い、当地での就農を決めたものです。申請地ではかぼちゃやさつまいも、きゅうりなどの野菜を栽培予定で、市等による新規就農者向けの講座の受講を検討されており、技術習得を図る予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、93-9でございます。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農</p>

和田 主 査

機具も保有されています。

続いて、94-10でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員です。この度、空き家バンクで農地付きの空き家を求め、希望に見合う物件であったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では、自家消費用のジャガイモ、オクラ、柿を作付する予定で、農業を営む実家の両親に教えてもらいながら営農される計画です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、95-11でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、96-12でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、97-13でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員です。平成30年に空き家バンクを利用し、農地付きの空き家を購入され、豪雨災害で用水路が崩壊した箇所や荒地となっていた農地を近隣の方に手伝ってもらい耕作可能な状態への復旧を進めてこられました。来期からの作付開始の目途が立ったため、この度の申請に至ったものです。申請地では水稻、春菊やミニトマトなどの野菜、果樹を作付する予定で、農業法人のオンライン授業等を受講し、栽培技術の習得に努めておられます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、98-14でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人は●●に居住されていますが、申請地の近隣でございます渡人の納屋を借り、そちらを営農の拠点として申請地に隣接している山林においてみかんの栽培を続けておられます。また平成20年に申請地を買受けするため所有権移転仮登記を行い、管理をしてこられました。この度、農地法第3条の下限面積要件の撤廃に伴い、要件を満たすことが可能となったため、本申請に至ったものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、99-15でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、100-16でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、101-17でございます。

耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人は申請地の隣地に居住し、令和2年から利用権を設定し耕作を続けておられます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、102-18でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳で、インターネットを使用した販売業を営んでおられます。以前より農業に携わりたいと考えていたところ、空き家と併せて農地の譲渡の話があり、この度の申請に至ったものです。申請地では、いちじく、ブルーベリーなどの果樹や、なす、キャベツなどの野菜を作付する予定で、受人は農作業の手伝いをされた経験が2年ほどあり、今後は知人の指導を受けながら栽培技術を習得される予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、103-19でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方で、●●にある農業法人に勤務し、水稻及び野菜の生産に取り組んでおられます。このたび、独立就農に向けて空き家付きの農地を取得することとなりました。申請地では水稻、かぼちゃなどの野菜やブルーベリーなどの果樹を作付する予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

和 田 主 査	<p>続いて、104-20でございます。</p> <p>耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人は平成29年から利用権を設定されて申請地の耕作を続けておられます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、105-21でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳で、医師をされています。この度、宅地を取得し自宅を新築する予定であり、隣接する農地を併せて取得することとなったものです。申請地では自家消費用の季節野菜を作付する予定で、近隣に居住する妻の父から指導を受け、また書籍やインターネットにて栽培技術を習得される予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、106-22から127-43までは関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>本件は、全11件の営農型太陽光発電設備設置に付随する農地の所有権移転及び区分地上権設定の許可申請でございます。</p> <p>まず初めに、営農型太陽光発電設備の許可申請についてということで説明を申し上げます。</p> <p>今回の申請については、現在の土地所有者から●●様へ農地法第3条の所有権移転の申請と、●●様により農地の上に太陽光発電設備を設置するための、支柱部分についての農地法第5条の一時転用許可申請、及び太陽光パネルの下部の農地の空中部分において区分地上権を設定するための農地法第3条の申請の3種類がございます。</p> <p>今回は営農者と太陽光発電事業者が異なりますので、国の通知により区分地上権の設定が必要とされております関係で、農地法第3条の区分地上権の設定の申請が出されております。</p> <p>続いて、農地法第3条所有権移転に関する説明を申し上げます。</p> <p>本件は、●●に本店を置きます●●様が農地を取得し、神事などに使用するサカキの栽培をするものでございます。5名の理事により構成される農地所有適格法人であり、労力総数は従業員13名に加え、季節雇いで複数名おり、関東を中心に全国で太陽光パネルの下部でサカキを栽培されています。また認定農業者でもありますため、農地法第5条の一時転用の期間は10年間で申請されております。併せまして、区分地上権の設定も10年間となっております。</p> <p>支柱に係る一時転用許可については、農地法第5条の規定による許可申請がされておりますので、詳細については議案第39号において説明させていただきます。</p> <p>128-44でございます。</p> <p>交換のため、所有権を移転するものです。渡人は、これまで使用していた農地への進入路が使用できなくなったことから、受人の農地の一部を進入路として提供してもらうこととなりました。そのため受人は同一の面積の農地を渡人から交換で受け取ることとなったものです。現在、既に受人が田の一部として耕作をされております。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いての議案でございますが、議案の申請番号が「130-45」となっておりますが、正しくは「129-45」でございます。修正をお願いいたします。</p> <p>本件については、経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上45件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
高 木 委 員	<p>●●さんの件について確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>先ほどの写真を見ても、周辺の水田という場所の中にも何か所か絵があったと思うんです</p>

高木委員	<p>が。サカキって水に対してそんなに強いのかなというふうに、1点、思いました。</p> <p>それから、これだけの面積でサカキを作って、果たして需要があるのかなということ、広島県で年間どの程度のサカキ、それからシキビの需要があるのかということ。それを出荷するためには相当な労働力が必要だというふうに思いますが、先ほどの説明では●●のほうに13名とかという話でありましたが、地元で雇用する以外に多分難しいんだろうというふうに思いますが。ご存じのように、志和も人手不足でありまして、本当にその確保ができるのかと、この点についてお尋ねをいたします。</p>
松下係長	<p>需要についてでございますが、県内の需要について把握はしておりませんが、広島中央卸売市場の花卉の部分の令和4年度の取扱高のほうは把握をしております。量といたしましては、令和4年1月から12月の間で38万本、大きい束、小さい束を含めて38万本ということで把握等しております。</p> <p>あわせて、出荷についてでございますが、こちらにつきましては、●●さんにおかれましては、全国展開しておられますホームセンターカインズさんですとか各地の神社のほうに出荷をされておられます。</p> <p>需要については以上でございます。</p>
豊田主査	<p>失礼します。栽培方法についてなんですけども、サカキにつきましてはある程度水はけがよいところということで、今回の営農計画におきましては、畝を立ててある程度水はけをよくすると、それによって栽培するという営農計画が出ております。</p> <p>以上です。</p>
高木委員	<p>ホームページを見てみますと、サカキの需要の90%は中国産であると、よって自分たちが国産で作って、日本の神社に納める物を国外の物に頼るといのはよくないと、そういう発想で始めたというふうに書いてありました。このことについては素晴らしいことだなというふうに思いますが。なにせ木ですから、永年ですから、植えたらそのままずっとその場所にあるわけで、あるとき農地に戻そうとしても、これは私は不可能だというふうに思うんです。耕盤が割れてしまうというようなことがあるので。今の世界の食料事情を考えたときに、今回についてはもう既にそういう制度にのっとって申請されておりますので反対することはできませんが、広島県全体として、また東広島市としてサカキの栽培をどの程度まで許していくのかということとをきちんと目標を決めておかないと、将来、禍根を残すのではないかなという心配をしております。私の心配は当たるか当たらんか分かりませんが、そういう問題もあろうというふうに思っていますので、会長のほうで会長会議等でサカキについてどの程度まで許可していくのかということを検討していただきたいなということを要望して終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにはございませんか。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第37号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員挙手。採決をいたします。議案第37号は許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>議案の14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>今月は2件の申請がございました。</p> <p>申請番号20-1は、営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の北西約100mに位置する農振農用地です。申請地は、●●において平成4年度から平成7年度にかけて県営圃場整備事業により整備された農用地区内の農地でございます。申請人は●●に本店を有し、不動産業及び売電事業を行い、農産物の生産、販売も行</p>

松下係長	<p>う会社でございます。本申請地におきましては、令和2年度から太陽光パネル下の農地でアラゲキクラゲの栽培を行っておられますが、引き続き事業を行うため、一時転用許可の申請をされたものでございます。なお、太陽光パネル下の農地におきましては、引き続きアラゲキクラゲの栽培を行うと共に作業時期を平準化するため、新たに原木しいたけを栽培する計画でございます。</p> <p>この度は、引き続き本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後3年間の一時転用をしようとするものでございます。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号イ、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として不許可の例外に該当します。</p> <p>また、太陽光パネルの最低地上高1.75m、最高地上高2.45mとなっており、パネル下部で効率的に栽培するために適した高さとなっているとともに、知見を有する者の意見書によると、栽培に問題ないと判断されております。</p> <p>続きまして、申請番号21-2でございます。</p> <p>●●における駐車場への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の西約100mに位置する第2種農地でございます。また、当該地は土地改良事業対象農地であるものの、住宅や事業の用に供する施設又は公益的施設が連担している区域（第3種農地）に近接する区域内で10ha未満の規模の農地の区域であり、第2種農地に該当するものでございます。農振農用地については、7月27日付で除外済みでございます。申請人は当該農地を駐車場として転用申請され、こちらの農地につきましては●●の放課後児童クラブの支援員及び利用者の保護者のための駐車場として貸出を行う計画となっております。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障が生じるおそれはないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、営農型太陽光発電設備への転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は意見聴取し、異議がなければ許可するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明があればお願いをいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。</p>
住井委員	<p>20番住井です。</p> <p>今の写真、上だけで。実際に見た写真はあるん、撮ったものが。ほんまかどうか分かるまゝ。空から見た写真じゃあ、現状が。</p>
松下係長	<p>申し訳ございません。データとしてはないんですが、手持ちのほうでこういった形で。</p>
住井委員	<p>こういうのを写真で出さなきゃ。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ほかにはないですね。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第38号について、20-1について、許可申請を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第38号について、20-1については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決</p>

議 長	<p>定をいたします。</p> <p>次に、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>それでは、総会議案の16ページをご覧ください。</p> <p>議案第39号についてご説明いたします。</p> <p>まず初めに、本日配付いたしました議案第39号農地法第5条の規定による許可申請（正誤表）とあります1枚の資料をご覧ください。</p> <p>総会議案の20ページ、議案番号でいいますと164-17につきまして、申請地の転用面積等の変更について申請者より申出がございました。太字下線にございます括弧内の面積及び支柱の本数について変更されております。また、それに伴い、22ページの合計欄の集計値が変わっておりますので、ご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>今月は25件の申請がありました。</p> <p>申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳については、先程説明いたしました資料をご覧くださいと思います。</p> <p>内容については、座って説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、148-1について説明いたします。</p> <p>分譲住宅及び駐車場への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。この度、本申請地に建売住宅を29棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続いて、149-2について説明いたします。</p> <p>店舗への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の南西に位置します第1種農地でございます。この度、受人が事業として運動用施設を建設するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、申請地には許可を得ることなく整地されていたため、始末書が添付されております。建築許可申請については、担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは資料では除外見込みという記載となっておりますが、令和5年7月27日付で除外済みとなっております。</p> <p>続いて、150-3について説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の南に位置する第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、151-4から154-7につきましては事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。</p> <p>受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。151-4は、●●の南に位置する第2種農地でございます。152-5、153-6は、●●の南東に位置する第2種農地でございます。154-7は、●●の北東に位置する第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものでございます。また、151-4につきましては、農振農用地からは令和5年7月27日付で除外済みとなっております。</p> <p>続いて、155-8について説明をいたします。</p> <p>仮設事務所への一時転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の北に位置する農用地区域内農地でございます。受人は●●に本店を置き、建設工事の設計、監理に関する事業等を営む会社でございます。この度、マイクロン関係の事業を行うため、許可後2年間一時転用しようとするものでございます。</p> <p>本件は、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認</p>

豊田主査

められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。

続いて、156-9について説明いたします。

宅地拡張での転用事案でございます。

申請地は、●●の南西に位置する第1種農地でございます。受人は●●に居住されております。この度、隣接する宅地を購入するにあたり、庭敷とするため本申請地を転用するものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4項に規定する第1種農地の不許可の例外に該当いたします。

続いて、157-10について説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。

申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。また、農振農用地からは令和5年7月27日付で除外するとなっております。

続いて、158-11、159-12につきましては事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。

駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、不動産の賃貸業等を営む会社でございます。この度、受人が現在行っている事業用の駐車場を確保するため、転用しようとするものでございます。また、農振農用地からは令和5年7月27日付で除外済みとなっております。

続いて、160-13から170-23につきましては、事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。

営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。

160-13から165-18につきましては、●●の南に位置します第1種農地でございます。166-19につきましては、●●の南に位置します第1種農地でございます。167-20から170-23につきましては、●●の南西に位置します農用地区域内農地でございます。

受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。この度、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後10年間一時転用しようとするものでございます。

本件は、農地法施行令第11条第1項第1号及び農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること及び一時転用のために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、農用地区域内農地及び第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、下部の農地におきましては、先程第3条で説明がありましたように、サカキの栽培を行う計画でございます。

太陽光パネルの支柱の間隔は、縦約3.4m、横約2.4m、パネルの最低地上高は約2.1m、最高地上高は約2.7mとなっており、農作業に係るスペースは確保されています。営農計画書での年間収穫量は、10aあたり約6,000本程度を見込んでおり、根拠資料としまして関東農政局静岡県農林水産統計年報等が提出され、本計画は地域の平均的単収と比較して8割以上の収量が確保される計画となっております。

続いて、171-24について説明いたします。

農道への転用事案でございます。

申請地は、●●の東に位置します農用地区域内農地でございます。この度、受人が所有している農地への進入路にするため転用しようとするものでございます。本件は、農地法第5条第2項ただし書、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合として、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。

続いて、172-25について説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。

申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、売

豊田 主査	<p>電事業を営む会社でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>以上説明いたしました25件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。</p> <p>なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用、営農型太陽光の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、148-1、149-2、155-8から157-10、160-13から171-24を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要性があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第39号のうち、148-1から149-2、155-8から157-10、160-13から171-24については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成です。議案第39号のうち、148-1から149-2、155-8から157-10、160-13から171-24については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、日程第4の報告事項に入ります。</p> <p>報告第27号から報告第30号について事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第27号から報告第30号までは、東広島市農業委員会事務局規定第6条の規定に基づき事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>座って報告させていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第27号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第28号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>4ページから5ページまでをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分10件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第29号「農地改良届出の受理について」でございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>農地改良届は、今月分3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p>

松下係長	<p>報告第30号「農地転用届出の受理について」でございます。 9ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 報告は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。 まず、私から会長の活動報告について報告をさせていただきます。 お手元に今日配付した会長活動状況というのが5枚あります。 まず、私から会長の活動状況を報告させていただきます。 5月30日と31日に東京で開催されました全国農業委員会会長大会と6月8日に広島市で開催されました会長・事務局長会議に出席をしました。 報告をいたします。 資料の2ページをご覧ください。 まず、全国の会長大会においてでございますが、大会の主な目的は食料安定・安全確保の確立に向け、持続可能な農業、農村をつくることの政策提案を行うということでございます。それから、国が食料、農業、農村基本法の見直しを進めるに当たり、農業委員会組織については生産基盤である農地の適正利用の確立が求められるところであり、この度の地域計画は地域農業が持続するための設計図であります。食料安全保障に直結するものでございます。そうした中、水田農業を基本に位置づけ、適正な価格形成を構築、農地の担い手への集約と多様な農地利用の両立、実態に応じた地域計画の作成支援などがございます。国に対して提案を行ったものでございます。 3ページでございますが、実行運動といたしまして、選出国會議員に対して決議した提案事項を要望しました。来年の国の予算編成まで運動を継続するという事としております。私は広島県の農業委員会組織の一員といたしまして、両議院の県選出の国會議員に要望を行ってまいりました。報告させていただきます。 4ページをご覧ください。 次に、会長・事務局長会議でございますが、この会議の主な目的は、関係機関との連携、情報共有でございますが、優良事例の横展開や制度の課題、国への要望をしていくこととしております。会議の主な内容は、基盤法の改正に伴う地域計画策定や下限面積の撤廃への対応について情報共有のほか、5ページをご覧ください。年間研修計画、新聞購読、全国農業新聞などについて、農業委員会活動活性化についてございました。また、県の就農支援課から地域計画について説明があり、これまでとこれからの取組の違いや話合いの協議事項について説明をいただきました。農業委員会としては、目標地区の素案の作成が役割となっておりますので、委員の皆様のご協力によりよろしくをお願いいたします。 会長活動状況について現在までの報告をさせていただきます。 よろしいでしょうか。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>質問がないようですので、会長活動報告については以上とさせていただきます、事務局から何かありましたらお願いをいたします。</p>
尾崎局長	<p>失礼いたします。地域計画の意向調査につきましてお知らせでございます。 この度、今月21日にこちらの青い封筒でアンケートのほうを発送させていただきました。八本松と志和、高屋、河内、あと市外の所有者の方々、3反以上の経営者、所有者の皆様に対しまして青い封筒でアンケート調査のほうを送付させていただきました。返信用にこちらの黄色い封筒を同封し、8月14日までにご回答いただきますようお願いしたところでございます。 委員の皆様におかれましては、お問合せ等がございましたら、アンケート調査のほうにご協力のほうをいただきますようよろしくお伝えいただければと思います。よろしく申し上げます。こちらのアンケート調査の回答が、意向調査の目標地区の作成に重要なデータとなっておりますので、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。 アンケートの内容でございますが、先般の農業委員、推進委員の研修会の際に、アンケー</p>

尾崎局長	トのほうをお配りさせていただきました。主には、農業経営の意向調査の関係、継続されたいご意向であったり、そういった内容のほうを中心に。 以上でございます。
議長	その他、委員の皆様の方から何かありますでしょうか。
高木委員	すみません。今、農地の確認作業ということで、現場に行ったりするわけではありますが、判断に困ったときに携帯で写真を撮って事務局のほうへLINEで送れば、その場で判断がつくということになるんですが。私も何か所かどうなんかなということでも事務局へお問合せをすると、事務局の方にわざわざ出向いていただかないと確認ができない。これがLINEで写真が送れば、すぐに解決する。無駄な時間を使わなくてもいいということで、事務局のほうにLINEを設定していただいて、使う人はそれで写真を送付、また内容もメモ書きを送って判断をしてもらおうということができれば、合理化するというふうに思うんですが、この点についてよろしく願いいたします。
尾崎局長	失礼いたします。LINEということで、今現在、市の事務局のほうには、外部の方とLINEで今繋いでいる環境はございませんので、何らかの情報通信形態を持って、ご利用いただける環境が何ができるか検討させていただければと思います。LINEということをご希望ということかとは思いますが、まず何ができるかというところから対応させていただければと思います。よろしく願いします。
高木委員	22番高木です。ここで言わせてもらいます。申し訳ありません。 LINEは検討するということがありますけども、既にほとんどの方が使っておられると思うんです。何がいいと、写真が送れるのがあるがたいというふうに思います。こう言っちゃあ何ですが、議事録を読むと検討しますというのが何回も出てきますが、全然結果が出てないと議事録を見るとそういうふう感じておりますので、検討じゃなくて前へ進めていただくように。暑い中の調査ですから、二遍も三遍も行くというのは無駄なことです。一回で終わるように、お金のかかる話でもないし、事務局に携帯を1台置いていただければ済む話ですから、ぜひ実行してください。
古川委員	7番古川です。 女性部のほうから皆さんにお誘いの文書を事務局の方が用意してくださったので、そのことでまた言わせてもらいます。 ソーラーシェアリングといいまして、太陽光発電とそれから農作物を作ることなんですけど、なかなかこういう見学の機会がありませんので、男性農業委員の方も女性農業委員と皆さん一緒で見学しませんか。説明をしてくださるので、8月8日火曜日13時から16時までの予定でやりますので、16時までの間でやりますので、ぜひ参加してみてください。参考になると思います。今まででもいろいろ話がありましたが、実際にやったという方がおられませんので、よろしく願いします。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ほかにはございませんか。
	< なし >
議長	ないようですので、委員の皆様方には長時間にわたりご審議誠にありがとうございました。 それでは、次回、8月総会について木原会長職代理から報告をお願いいたします。
木原職務代理者	すみません。次回の8月総会は8月29日火曜日10時から4階会議室で予定しておりますので、ご出席くださいませ。 以上です。
議長	ありがとうございました。 以上で7月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長

議事録署名者 委員

議事録署名者 委員

議長(会長) 5番 台川 洋子 委員 6番 中務 秀子 委員